

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（110）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年1月1日号）

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

+

（あけましておめでとうございます。今年もEメールニュース、並びにEメールニュース第二部小田中聰樹先生執筆の「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」をよろしくお願いたします。今回1月1日号から2016年11月分に入ります。）

第一章 戦争法実体化の動き

第一節 南スーダン内戦と駆け付け警護

（1）①2016年7月、南スーダンの首都ジュバで政府軍と反政府勢力との大規模な戦闘が発生した。政府軍の兵士が市民や援助関係者に対し残虐な行為を行った疑いがある。が、市民の怒りは国連平和維持活動にも向けられていた（朝日新聞2016年11月1日）。

②南スーダンは、2011年にスーダンから分離独立し、その後、キール大統領とマーシャル副大統領（当時）との対立が、民族紛争となり、対立状態に陥った。

③問題は、このような状態で日本の自衛隊を「駆け付け警護」（戦争法で付与された新任務）のために派遣すべきかで、ある。

問題は二つである。第一に、民族間の武力衝突（内戦まがい）にPKO（国連平和

維持活動）が軍事力で介入することが妥当か、賢明かである。第二に、日本が平和憲法の下で戦争法の定めるPKOの名目で軍事介入に参加することが許されるか、である。この点を確認し次に進む。

④2016年11月1日、国連は、南スーダンでの戦闘行為について調査報告書を公表した。

これによれば、7月8日から三日間続いた戦闘で政府軍が国連のホテルを襲撃し、スタッフを殺害、略奪、レイプする被害を加えた。直ちにUNMISS（国連南スーダン派遣団）に「駆け付け警護」が要請されたが、部隊は出動しなかった。しかもUNMISSには「準備不足」「指揮系統の乱れ」「リスク回避」「内向き姿勢」がみら

れ、地元住民や、援助団体からの信頼を失った、と報告書は指摘した。

自衛隊の駐屯地近くでも激しい戦闘が発生した（11月3日赤旗）。

つまり国連南スーダン派遣団は、南スーダン（の人民）の保護に失敗した。

⑤②この事態は悪化した。例えば11月3日にはケニア政府は、UNMIS S総人員約1万3000人のうち1割近くを占めた約1230人の即時撤退を命じた。また追加派遣される「地域防護部隊」への参加を見送る方針がとられ、その理由はUNMIS Sの司令官オンデイエキ（ケニア人）が国連により解任されたことへの反発であった。しかも、文民警察を派遣していたイギリス、ドイツ、スウェーデン、ヨルダンも、7月の戦闘を契機に文民警察を安全確保を理由に国外に退避させた。

⑥このことは、国連自体が南スーダンの政府軍の「交戦当事者」となり、武力行使＝武力介入を行っている事態が生じていることを示している。

③そしてこの事態は、PKOの名目で「内戦」に「武力介入」することの限界ないし誤りを指し示している（11月7日赤旗）。

④ここで南スーダンがなぜ内戦状態に陥ったのか、経緯を略述する（11月8日赤旗）。

(i) 南スーダンがスーダンから分離・独立したのが2011年7月。2013年7月～12月にキール大統領がマーシャル副大統領と全閣僚とを解任し、内戦状態に陥る（その一因として民族間の権力争いがある。11月9日赤旗）。

(ii) 2014年5月、国連安保理はUNMIS Sの任務を変更し、民間人保護のための武力行使を認めた。

(iii) 同年8月には、両派が和平協定に署名した。

(iv) が、ジュバで両派による戦闘が勃発した。

(v) 同年8月、国連安保理が「地域防護部隊」（先制攻撃を認められた）をUNMIS Sに増派することを決定した。

(vi) 以上の経緯で重要なのは、第一に、国連のPKOの性格の変化である。住民の保護、安全確保型から武力行使型（先制攻撃を含む）への変質である。

第二に、このような変質した国連PKO活動の下で、日本のPKO活動はいかにあるべきかである。

二つの道があると思われる。一は、戦争法の下で、「駆け付け警護」（新任務）の名目で、武力行使を辞さない自衛隊を派遣するか、である。

二は、それとも平和憲法と国連憲章の理念に忠実に従い、あく迄中立的立場＝武力不行使＝武力不介入を厳守し、住民の民生復興（人的・財政的・両派調停）を支援するか、である。

第三に、紛争両派の停戦合意と援助受け入れの同意とが必要である。

(2) ①11月15日、安倍政府は、南スーダンPKOの「新任務付与に関する基本的な考え方」を閣議決定し公表した（11月16日赤旗・朝日）。

②その「考え方」は25項目よりなるが、その大要と狙いは次の通りである。

(i) ①第一に「駆け付け警護」（第3項～第9項）である。その任務は「邦人保護」であり、他国の軍人警護は「想定されない」としている。その活動地域を「ジュバとその周辺地域に限定する」としている。

②しかし、「邦人保護」というなら邦人を南スーダンから退避させ、自衛隊も撤退させることが先決であり、「駆け付け警

護」の対象とすべきではない。その狙いは別にあるのである。

(ii) 第二に「宿営地共同防護」（第10項～第14項）である。

①同じ宿営地にいる以上、他国の要員が倒れれば自衛隊員が襲撃される恐れがある。他国の要員と自衛隊員とは「運命共同体」であり、共同対処の方が安全を高めることができ、自衛隊へのリスクを低減させる、としている。

②しかし、他国の要員と自衛隊員とが「運命共同体」であるとするのは、安倍内閣の「戦争政策」＝軍事優先政策に基づく独断的幻想である。

(iii) 第三に、「武力紛争」（第15項～第25項）であり、結論としては「武力紛争」は発生していない、というのである。

①その理由は次の通りである。

①南スーダンでは「武力衝突」や「一般市民殺傷行為」は発生しているが、治安は比較的落ち着いている。治安情勢が厳しいことは十分認識しているが、しかし現時点で現地の治安情勢を理由に部隊の撤収を検討している国があるとは、承知していない。

②その上で、自衛隊を派遣・継続することについては、二つの判断要素がある。

第一は、実態面の判断である。自衛隊は意義のある活動（道路整備・避難民向けの施設工事など）をしており、両派から謝意と国連から高い評価を受けている。

第二に、PKO参加5原則を満たしているかという法的判断である。その中心は「武力紛争」が発生しているかである。南スーダンの治安状況は極めて悪いが、PKO法上の「武力紛争」が発生したとは考えていない。なぜなら紛争当事者となり得る「国家に準ずる組織」が存在しないからだ。

(iv) 以上の安倍政府の「基本的な考え方」のレトリックを剥ぎ取ってみるなら、南スーダンの現実の実態こそが問題の中心に据えられるべきである。つまり、「内戦状態」が発生していること、治安情勢は極めて悪化する一方であること、「内戦」の当事者双方が国家組織に準ずる軍隊を持ち、動員して武力衝突を繰り返していること、そして双方が住民の殺戮等を行っていること、住民が国連PKOに怒りを持っていること。これこそが南スーダンの現実なのである。

その南スーダンに自衛隊を投入・派遣することが南スーダン内戦の平和的解決に資することになるのか。答えは明らかにノー

であり、自衛隊を直ちに撤退させるべきである。

(3) ①安倍政府（稲田防衛相）は、11月19日、11月20日以降に順次出国して南スーダンに向かう約350人の部隊に新任務を担わせる命令を出した（陸上自衛隊第九師団第5普通科連隊（青森市）が中心の第11次隊である）（11月16日河北新報・赤旗）。

②④11月19日、PKO第11次派遣隊の壮行式が青森駐屯地（青森市）で開かれ、陸上自衛隊第九師団を基幹とした隊員約350人と家族約300人が参加した。戦争法に基づく初めての海外派遣（派兵）である（11月20日赤旗）。

今回の部隊には、15人の女性隊員、10代の隊員が数人含まれており、稲田防衛相はその壮行式で次のように訓示した（11月20日赤旗）。「新任務について、自衛隊の国際協力の中で、新たな一歩となる」と。

また第11次隊の田中隊長は、記者会見で、「武器使用の細部についての説明は安全確保のため控える」とした上で、「武器を使わないといけない局面では、法の枠組みの中で武器が使えるよう訓練してきた」と述べた。

③このようにして、武器使用の許された自衛隊が戦後平和憲法の下で南スーダンに死を覚悟して送り出されたのである。正に歴史的一頁を刻む暴挙である。

④その壮行会で青森市の三浦さん（37歳）は、成年リレートークとして次のように述べた。

「震災のとき自衛隊は復興支援に頑張ってくれて、今でも感謝する思いだ。稲田防衛相は、もしも南スーダンで隊員に何かあったら“私が責任をとる”と発言した。命がかかっているのに、責任をとって済む問題ではないし、安易な考えで戦地に派遣されてしまうのだと思った。自衛隊員と私たち国民の命の重さは同じだ。無責任な安倍政権のもとで隊員を戦地に送らせたくない」と。

(5) ①11月19日、戦争法の廃止を求める「19日行動」が各地で行われた（11月20日赤旗）。衆議院第二議員会館前での行動には3800人が参加した。国会議員、学者、弁護士、ジャーナリスト、アメリカ退役軍人、市民団体の代表らが訴えた（主催、総がかり行動実行委）。

②アメリカ退役軍人平和会のメンバーで元陸軍兵士、アフガニスタン戦争に従軍したファニング氏は、語った。

「敵と味方が入り混じっている状況だった。現在の南スーダンと酷似している。平和はとても大事なものの、アメリカのようにならないで」、と。

③広渡清吾氏（安全保障関連法に反対する学者の会、東京大学名誉教授）は、訴えた。

「戦争法によって戦後70年、憲法九条で築き上げた国際的地位が崩壊してしまう。これまでの共闘に確信をもって安倍政権に代わる政権を展望しよう」、と。

(6) ①11月28日付赤旗によれば、陸上自衛隊が南スーダンPKOに派兵される際に作成された資料の中に反政府勢力の「支配地域」を示した地図があり、戦闘発生個所も示されていることが判明した（この資料は防衛省が提出）。

②11月20日、南スーダンに第11次隊に対し、戦争法に基づく「駆け付け警護」「共同宿営地防禦」などの任務付与を閣議決定する際に、安倍政府は、反政府勢力マーシャル派（前副大統領派）は「紛争当事者」には当たらないとし、その理由として「支配地域」がないことを掲げて説明していたのである（前掲「新任務付与に関する基本的な考え方」）。

③しかし、今回の資料は、この説明が事実の改ざんであり、PKO参加五原則の潜脱であることを明らかにしたのである。

(7) ①では、安倍政府は、なぜ南スーダンへの自衛隊派遣に狂奔するのか。

この問題を解き明かす文献として、二つの文献、④谷口長世（ジャーナリスト、ベルギー国際記者連盟財務兼副会長）「南スーダン『駆け付け警護』と『戦争のできる、普通の国』世界 2016 年 12 月号、⑤谷山博史（日本ボランティアセンター代表、国際協力NGOセンターなど）「南スーダンPKOの本質と新任務」世界同号があるので、初めにその論旨の大意を要約する。

④谷口論文

(i) アフリカ大陸には今なお植民地時代の構造が巧妙に温存されている。旧宗主国（オランダ、フランス、英国）は、平等と平和のタテマエの下に「復興開発政策」と看板を変えた植民地政策を展開したが、その本音はエネルギー・鉱物資源を巡る収益の保持である。独裁者から資源を買い、その一方であらゆる兵器を中東やアフリカ諸国に売りつけた。そして長年の巨額の開発援助にも拘わらず、アフリカ諸国では飢餓・貧困が深刻である。そして冷戦終結（1989 年）に伴い、旧来の利権構造に、

中国・アメリカが絡み、日本が追従している構図が、南スーダン情勢と自衛隊派兵「駆け付け警護」との基底にある。

(ii) 南スーダンは、2011 年独立を問う住民投票の結果、同年 7 月に南スーダンが誕生したが、この誕生にはアメリカの積極的な後ろ盾があった。また中国も、スーダン通過の油田のパイプラインを独占した。そして 2013 年 12 月キール派とマーシャル派の間で内戦が発生し、2015 年両派は停戦し、和平に合意し、2016 年暫定統一政府が発足した。しかし、同年 7 月に大規模な戦闘が発生し、数百人の死者が出た。

しかし、両派は石油で利益を得て兵器を購入しているのが、南スーダンの実情である。

(iii) アメリカがアフリカ対策に本格的に取り組み出すのは 1998 年頃からである。その基本は、力の衰えていく軍事力の負担を地元（アフリカ）にできるだけ下請けさせ、同時に軍・民共同作戦により効率よく軍事介入から復興開発へ最大限効果を引き出すこと。

(iv) 軍・民共同は日本では自衛隊を JICA（国際協力機構）との緊密化の形で存在しており、この共同活動がアメリカ軍

(アフリカでは軍事的作戦を展開しない方針をとる)のオルタナティブ(代替物)をなしており、南アフリカが試金石である。安倍政権が強引に戦争法を成立させ、南スーダンへの陸上自衛隊駐留を続けさせる理由は以上である。

(v)@谷口論文から学ぶべきことは、安倍政権の軍事=戦争政策は、アメリカの軍事政策の従属的代執行人としての政策であり、決して日本の「国益」を守るためのものではないことである。

そして問題の根底に南スーダンの資源問題があることである。この点は次に述べる谷山論文でも指摘されている。

⑥ 谷山論文

(i)安保体制と南スーダンを結び付けるのは、グローバルな資源問題である。資源問題とは、石油、鉱物、農林である。

(ii)いわゆる「国益」のため他から資源を収奪することをよしとするか。

日本は紛争当事者になってはならず、難民に対する人道的支援が紛争当事者への外交面での平和貢献をすべきである。

(iii)谷口論文から学ぶべき点は、戦争法及び自衛隊南スーダン派遣の問題と、自然資源収奪問題との絡み=関連性について解き明かした点である。(以下次号)